

柄大蔵、若林越後入道道開、四人を連發の發令があり、佐伯、佐賀、佐志生、一尺屋等にて船前へし、元龜三年壬申卯月上旬四國へ押渡りました。宇和島の有力者法華津氏と共に西遠寺氏に圧力をかけたために、一戦も交えずして西遠寺氏は退却しました。

大友の援軍によつて一条氏は危機感をかかせることが出来ましたが、宗麟まさすかに長宗我部氏との討伐は躊躇切れませんでした。長宗我部氏の謀略の手はせまつて来る、一条家の崩れ行く様と目前にして左えられなかつたのであろう。

兼定卿の日常は終に狂乱に及び、手つけようもなくなり、康政卿始め家老重役の人々は心痛この上なく、兼定卿御隠居の内幕も隠密の間に進められる有様で、特にこれを心配し残念に思つたのが家老宗珊でありました。

幼時から手しかにかけ、「ぢい、ぢい」としなわれて来たものに、今一度と諫言申し上げた人が仇となり、かつとなつた兼定卿は宗珊を御手討にしてしまいました。一条家の崩れは失われまゝ、要はすれだ一条家は人心はらへになつて行く、それをまとめる役は康政卿で、重臣會議が開かれまゝ、暗にそれと交配していたのが長宗我部元親の謀略の手でありました。

時は天正元年(一五七三)九月、評定は決定されまゝ。

「御所(兼定)に日此度、御家督を御子内政卿に御譲りあり、出家道世遊ばさる。内政卿御年少につき康政卿執政と行われらるること従前か如し。宇田御所は互に打毀つべし。」

と。一条家の運命に決定的打撃をおたえする結果となりました。

長宗我部元親には一つの危機がおりました。兼定が出

元親は後頼の憂なく他國への攻略は出来ないう事情にありました。伊豫、讃岐の大小名は元親の野望を公にすら警戒していますし、宇和島の法華津播磨守、津島城の津島氏、御莊城の御莊越前守はじめ、黒瀬城の西園寺氏、大洲城主等、何時一条家に連盟して狙うかともわかりません。

一方一条兼定卿は、内外の險惡を切り抜けるため一応豊後に大友氏とたより再興の旗揚げするのよ一策と考え左に相違ありません。そこで、

「家はならぬに長宗我部宮内少輔元親才覚をまつて天正二年甲戌に豊後へ渡海させ奉る。」(大友典察記)

と云ふことになつたのであります。

研究

富尾神社縁起(二)

— 祭礼縁起と杖踊について —

会真 深 天 勘 藏

一、富尾社祭礼縁起

御當社御本山定光寺富尾大権現の由来を尋るに、祖母歎大明神二十一代の後胤佐伯薩摩守惟治公を崇め奉る所神詞なり。蓋祖母歎大明神は鵜飼草葺不合尊の御母豊玉姫なり。豊后と日向との境に鎮座まします神威今に儼然たり。右先祖惟基より二十一代の惟治公の時分日人五百六代後奈良院大永七丁亥の十一月廿一日佐

伯惟治公梅牟礼の城開いてひそかに日州へ赴かんとは
 かる所に敵軍公の行先をさへがつて事急に及んで惟治
 公終に御目殺ありて族滅す。是何れの月ぞ也。然るに
 公に敵討する誓悉く滅して其の後多田の先祖若狭と云
 女に不思議成告ありて黒沢村に我が呉と祭り一ツの宮
 地に鳥居を建て清地を改め富尾大権現と崇め奉り当村
 の氏神と祀らば行末警昌に守るべき是と疑に於ては忽
 ち子々孫々に至るまで罰当て村退すすとして託ありて若
 狭は絶死してたばけけり。惣身より汗を出して三日が
 間人心無之前後忘れたるその後此の詞を尋ぬるに更に
 首事なし。是を不思議の始めとして黒沢中の総領とし
 て崇敬冬祭十一月廿五日定日に極め祭るとも数年新作
 不惹致し瓶難村を無去事付返治致候所御立願に依て弘
 治三巳年より夏祭七月廿五日御出躍狂言水代致候に
 御立願申上候て御出の場所は前の川原瀬口下岡の下
 所々に致し依之當村五穀豊熟瓶難と退き村安全に相成
 氏子も繁昌の処以後年々御祭礼も不埒に相成昔も不
 致候延天和元年七月廿五日副切たつて晴天に候かに大
 水出来候皆々是は如何成事に候哉誠は是近年に氏神の
 御祭礼不埒に相成候此の罰とこそ極れり此分着置きて
 は如何成災難も出来候事と難斗依之甲斐氏川越に叫合
 神主多田甚木丈殿に申入候は今日此の晴天に大水出候
 は今四五年御祭礼段々不埒に成今日の御知らせかと奉
 存候。依之前々の通り御祭礼亦世に至る迄諸芸も不埒
 衆之様可仕候其の御立願奉願入候。神主もじきに承知
 仕御神前に古の通り御立願申上候へば目前に日かつに
 相成皆々奇異の思となしにけり。此の由來の儀は多田
 氏伝兵衛七十二歳の春庄屋孫兵衛方承り孫兵衛十六歳
 に聞き伝へ置き村中行末の事を思ひ空曆九年春書記し
 おき候間末世に至る迄御願成就大切に可仕候御祭礼一

英をりとも不埒に於ては右の天和年中に大水同様の事
 も出来候事と斗か左く候間此の儀可恐依之由來書如件

又

一 老人に相成隠居致しても下平の場所には無影立合ひ
 共に随分指南致候様可仕候

一 何役にも隠居致候は其の支配の頭領相断隠居可
 致候事

一 下平に夜に病気又は御役目等罷出候は其時頭領
 に相断可候事

一 何役にも我俵に役替致間敷候。せひ役替致度候は
 其の支配の頭領に相断り役替可致に我俵に其の下

平の場に立合不申候は式祭礼の切銀等もありかけ
 不申候。左様に御座候へば右の通り吐合の上相違無
 之御座候 以上

宝曆九年 春

(註)

① 由來記の方には甲斐氏九郎右衛門と記されている。

② 多田甚木丈一 富尾権現祠官多田加賀守、盛清と名來る。

③ 黒沢正の并ぶ大三郎氏傳蔵の古文書「神道裁許状」に次の様
 に記されている。

豊後国海部郡那佐何左御水山定光富尾三所
 推現之祠官多田加賀守盛清恒例之神夏祭
 勤之時可着風折烏帽子狩衣者神道裁許之
 状如件

慶安二巳丑年七月十九日

神道管領長上卜部朝臣兼記 花押

盛清氏天和二年三月四日行年七十七歳死去にまつていふ。

④ 下平……したまらしと説むのであろうか。

この縁起は、原本と故足田泉宮司が読解書きをおされ

左ものである。
原本は「富尾大権現由来記」と深矢多喜男先生が、大分県地方史第四十二号、大分県の民俗芸能四、四六頁に収録されているので参照されたい。

二、老卷之大事

豊後佐伯領堅田黒沢村

一、當所産土神富尾大権現宮御祭礼之節花棒と名付杖、

太刀、長刀之手例年奉納仕候傳米之趣、

柳古由米之儀は先年關東之浪士荒木左馬助と申人当

村に來不計勝岳被致居候延此人兼而文武兩道相達候

人ニ而其流名荒木流と相名乗被シ之所之者共此御習

不昔宥時例年当社之祭礼七月廿五日定日ニ相勤申候

其初為前願成就常々稽古致候武芸ハ手形奉納可仕之

申込致置候ニ付古先生江傳授被成下候様相願申候延

先生播流心得之本手作義入和ふけ棒、太刀、長刀各

々傳授に預り則於神前ニ奉納仕候夫々例年御祭礼之

初……(又)……又無名一名門弟私先祖安藤藤左王

門と申者有之委細傳授被成置則老卷……(又)……

相傳致候、極々古物ニ各生陳重ニ相成候依之先年吉

祥吉日と撰氏子之面々……(又)……御神前ニ相

描此書為傳米荒々字置候者也

手形

一、芝引

荒川流

一、笠はづし

新影流

一、戸田のうら

荒川流

一、腰草

新影流

一、腰碎

荒川流

一、眼つぶし

荒川流

一、振もとし

荒川流

一、小太刀さし合

一、五体しつ及

一、細道

一、太刀もき

一、長刀二本

倉馬流

一、切畑杖 二本

古手櫛

元禄元年

正月日

榊組世話方

安藤藤左衛門

彌惣右門

半蔵

勘太工門

治右門

新兵衛

藤右門

平七

和右門

勘右門

藤右門

勘右門

黒沢ハ富尾神社の祭礼日、祭礼縁起によると、弘治三

年(一五五七年)七月二十五日御決出を行ひ、踊、狂言等と

奉納するよう立願して始められ、四百十三年の長い歴史

とよつてゐる。

しかし弘治より一世紀を過ぐる間はその行事も衰微の

傾向を辿つたため元和元年の大水騒ぎが起こり、その時

「前々のおり御決出、踊狂言思沢在らん限り勤めりし

よう再公立願して、以来十余年前まで連盟と続けられていたが、世相の移り変りによつてか近年御出は中止され、四月二十五日に本殿祭を行い、踊、杖と奉納している。例祭が七月廿五日から四月二十五日になつたのは昭和二十三年のことと、その理由は旧暦七月は例年又文也両が多く、諸道具等の損傷が激しかったためという。

又「志巻之大事」にあるように、杖は元禄元年関東之浪士荒水左馬助より伝授さうけたという。ながこの富辰神社の杖、踊日、昭和四十一年に大分県指定民俗資料になつてゐる。

(おちり)

研究

在浦の大庄屋たち

一 赤木村大庄屋文書の周辺(その十)――

会員 羽 柴 弘

「佐伯の殿さん浦でも」と、リアス式の海岸線が長く遠く、津久見浦から蒲江の累波当津浦まで、九十九浦からあがる魚介、海草、いとおの海の幸を豊かに恵まれていた佐伯藩、在(おち)即ち葦山村地帯もまたこれに劣らず地味豊沃で五穀よく稔り、木炭、椎茸等山の幸も多く、表高は僅か二万石であつたが、実質は三万数千石に達してあつたと推察され、藩庫日大いに入るおつたようである。

佐伯藩の政治は一体どんな形で行われていたか、である。家中席次表(増井氏佐伯御土吏下系(五世))には、家老御番頭、側用人、郡代所奉行など役向も身分とあつた名簿が伝えられてはいるが、それかどんな形で藩政を分

掌していたものであろうか。そんなことを思ひながら今回、その政治の末端を担当する在浦の大庄屋たちを挙げて見よう。

「佐伯郷土史」には安永四年(一七七五年)の大庄屋の者が載せられてゐる(同書百八十一頁)が、それは今から百九十三年前。赤木大庄屋文書の中に次に掲げられるような、銀会所出勤判当の文書が五通残されてゐる。その中の二村日又久二年(戊午、一八六二年)より百八年前)のものである。

(資料 第三十八)

覚

成九月十三日 銀会所詰願番左之通り

一 九月十三日分 蒲江浦 白岩 儀十郎

一 同 十八日分 赤水津浦 御手洗善左衛門

一 同 廿二日分 赤水津浦 御手洗善左衛門

一 同 廿三日分 海濟村 望村 廣助

一 同 廿七日分 大坂本村 市野 源宇兵衛

一 同 十月二日分 市野 源宇兵衛

一 同 三日分 横川村 竹田 与兵衛

一 同 七日分 竹田 与兵衛

一 同 八日分 戸尻村 廣瀬 又之丞

一 同 十二日分 廣瀬 又之丞

一 同 十三日分 仁田原村 小野 羊左衛門

一 同 十七日分 小野 羊左衛門

一 同 十八日分 下直見村 佐藤 由助

一 同 廿二日分 佐藤 由助

今日より

蒲江町(赤木村)

赤水津浦(赤木村)

海濟村(赤木村)

大坂本村(赤木村)

市野源宇兵衛(赤木村)

横川村(赤木村)

竹田与兵衛(赤木村)

戸尻村(赤木村)

廣瀬又之丞(赤木村)

仁田原村(赤木村)

小野羊左衛門(赤木村)

下直見村(赤木村)

佐藤由助(赤木村)

佐藤由助(赤木村)

佐藤由助(赤木村)

佐藤由助(赤木村)